



令和3年 第4回 定例会

こんなことが決まりました!!

令和3年第4回定例会が、12月6日から12月17日までの12日間の会期で行われました。
 本定例会においては、条例の一部改正、補正予算、指定管理者の指定及び工事変更請負契約の締結について審議がなされました。一般質問では上程された議案内容とともに行政全般について質問が行われました。以下、議決結果を報告します。

条 例 案 件		審議結果																				
明日香村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について 子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、未就学児に係る被保険者均等割額が軽減されるよう改正されました。 ・未就学児（6歳以下）に係る被保険者均等割額を公費により5割軽減 ●基礎課税額（医療分） 被保険者均等割額基準額 31,000円		可 決																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現行軽減額 (加入1人当たり)</th> <th>新たな軽減額 (未就学児1人当たり)</th> <th>改正後軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 割 減 世 帯</td> <td>21,700円</td> <td>4,650円</td> <td>26,350円</td> </tr> <tr> <td>5 割 減 世 帯</td> <td>15,500円</td> <td>7,750円</td> <td>23,250円</td> </tr> <tr> <td>2 割 減 世 帯</td> <td>6,200円</td> <td>12,400円</td> <td>18,600円</td> </tr> <tr> <td>軽減なし世帯</td> <td>0円</td> <td>15,500円</td> <td>15,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		現行軽減額 (加入1人当たり)	新たな軽減額 (未就学児1人当たり)	改正後軽減額	7 割 減 世 帯	21,700円	4,650円	26,350円	5 割 減 世 帯	15,500円	7,750円	23,250円	2 割 減 世 帯	6,200円	12,400円	18,600円	軽減なし世帯	0円	15,500円	15,500円	
区 分	現行軽減額 (加入1人当たり)		新たな軽減額 (未就学児1人当たり)	改正後軽減額																		
7 割 減 世 帯	21,700円		4,650円	26,350円																		
5 割 減 世 帯	15,500円	7,750円	23,250円																			
2 割 減 世 帯	6,200円	12,400円	18,600円																			
軽減なし世帯	0円	15,500円	15,500円																			
●後期高齢者支援金等税額 被保険者均等割額基準額 10,200円																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現行軽減額 (加入1人当たり)</th> <th>新たな軽減額 (未就学児1人当たり)</th> <th>改正後軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 割 減 世 帯</td> <td>7,140円</td> <td>1,530円</td> <td>8,670円</td> </tr> <tr> <td>5 割 減 世 帯</td> <td>5,100円</td> <td>2,550円</td> <td>7,650円</td> </tr> <tr> <td>2 割 減 世 帯</td> <td>2,040円</td> <td>4,080円</td> <td>6,120円</td> </tr> <tr> <td>軽減なし世帯</td> <td>0円</td> <td>5,100円</td> <td>5,100円</td> </tr> </tbody> </table> 施行期日：令和4年4月1日	区 分	現行軽減額 (加入1人当たり)	新たな軽減額 (未就学児1人当たり)	改正後軽減額	7 割 減 世 帯	7,140円	1,530円	8,670円	5 割 減 世 帯	5,100円	2,550円	7,650円	2 割 減 世 帯	2,040円	4,080円	6,120円	軽減なし世帯	0円	5,100円	5,100円		
区 分	現行軽減額 (加入1人当たり)	新たな軽減額 (未就学児1人当たり)	改正後軽減額																			
7 割 減 世 帯	7,140円	1,530円	8,670円																			
5 割 減 世 帯	5,100円	2,550円	7,650円																			
2 割 減 世 帯	2,040円	4,080円	6,120円																			
軽減なし世帯	0円	5,100円	5,100円																			
明日香村国民健康保険条例の一部を改正する条例案について 産科医療補償制度の見直しによる、健康保険法施行令等の一部を改正する政令に基づき、出産育児一時金等の支給額が改正されました。		可 決																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>出産育児一時金</th> <th>産科医療保障制度</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>404,000円</td> <td>16,000円</td> <td>420,000円</td> </tr> <tr> <td>改 正 案</td> <td>408,000円</td> <td>12,000円</td> <td>420,000円</td> </tr> </tbody> </table> 施行期日：令和4年1月1日	区 分		出産育児一時金	産科医療保障制度	合 計	現 行	404,000円	16,000円	420,000円	改 正 案	408,000円	12,000円	420,000円									
区 分	出産育児一時金		産科医療保障制度	合 計																		
現 行	404,000円	16,000円	420,000円																			
改 正 案	408,000円	12,000円	420,000円																			
明日香村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について 介護保険法及び老人福祉法並びに関係省令の一部を改正する規定に基づき、以下の条例について改正がなされました。 ①明日香村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ②明日香村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例		可 決																				

- ③明日香村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ④明日香村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

上記の4条例に関し、以下の点について変更及び追加されました。

- ・感染症や災害への対応力強化
- ・認知症対応力の向上
- ・虐待防止に向けた取り組みの義務化
- ・ハラスメント対策に関する取り組みの義務化
- ・人員配置基準の緩和や文書等の現場の事務負担の軽減

公布の日から施行

予 算 案 件	審議結果
<p>令和3年度明日香村一般会計補正予算(第4号)について</p> <p>総額、歳入歳出それぞれ37,400千円の増額補正されました。</p> <p>主な歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金16,000千円、地方創生臨時交付金8,000千円、児童福祉費補助金1,900千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2,000千円、健診結果情報標準化整備事業補助金3,850千円、地域農政推進事業費補助金750千円、自治体DX推進支援金2,300千円、繰越金3,840千円の増額。雑入△1,800千円の減額。</p> <p>主な歳出では、公共交通整備事業1,700千円、児童手当システム改修事業1,900千円、子ども子育て支援事業850千円、健診事業6,390千円、新型コロナウイルス予防接種事業18,000千円、経営継続支援事業6,500千円、感染リスク軽減事業2,500千円、他会計への繰出金5,270千円、人事異動等に伴う人件費補正5,500千円の増額。歴史的風土の担い手育成事業等△10,550千円の減額。</p>	可 決
<p>令和3年度明日香村整備基金特別会計補正予算(第1号)について</p> <p>総額、歳入歳出それぞれ△2,330千円の減額補正されました。</p> <p>歳入では、整備基金運用収入180千円、繰越金3,180千円の増額。整備基金繰入金△5,690千円の減額。</p> <p>歳出では、集落コミュニティ活動事業△2,100千円等の減額。</p>	可 決
<p>令和3年度明日香村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について</p> <p>事業勘定の総額、歳入歳出それぞれ940千円の増額補正されました。</p> <p>歳入では、県補助金500千円、一般会計繰入金440千円の増額。</p> <p>歳出では、傷病手当金500千円、償還金440千円の増額。</p>	可 決
<p>令和3年度明日香村介護保険特別会計補正予算(第2号)について</p> <p>保険事業勘定の総額、歳入歳出それぞれ36,410千円の増額補正されました。</p> <p>歳入では、国庫負担金9,020千円、県負担金4,500千円、支払基金交付金9,740千円、一般会計繰入金4,830千円、介護給付費準備基金繰入金8,320千円の増額。</p> <p>歳出では、介護サービス事業35,000千円、介護予防サービス事業300千円、高額介護サービス事業800千円等の増額。</p>	可 決

予 算 案 件	審議結果
<p>令和3年度明日香村水道事業会計補正予算(第2号)について</p> <p>総額、歳出合計3,250千円の増額補正されました。</p> <p>歳出では、上水道維持管理事業3,100千円等の増額。</p>	可 決
<p>令和3年度明日香村一般会計補正予算(第5号)について</p> <p>総額、歳入歳出それぞれ71,100千円の増額補正されました。</p> <p>歳入では、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金71,100千円の増額。</p> <p>歳出では、子育て世帯等臨時特別支援事業71,100千円の増額。</p>	可 決

その他案件	審議結果
<p>奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約案について</p> <p>奈良広域水質検査センター組合を組織する構成市町村のうち、川西町、三宅町及び田原本町がそれぞれ実施している水道事業を統合し、磯城郡水道企業団を設置することとなったため、規約の一部が変更されました。</p> <p>施行期日：令和4年4月1日</p>	可 決
<p>明日香村農林産物等交流促進施設(明日香夢の旬菜館)指定管理者の指定について</p> <p>一般財団法人明日香村地域振興公社 代表理事 上田 行洋 が指定を受けられました。</p> <p>指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間</p>	可 決
<p>明日香村新庁舎建設事業変更請負契約の締結について</p> <p>議会の議決に付すべき契約</p> <p>工 事 名：明日香村新庁舎建設事業(設計・施工)</p> <p>変更前契約金額：1,874,400,000円</p> <p>変更後契約金額：1,925,044,000円</p> <p>契約の相手方：奈良市高天町38-3</p> <p>大日本土木・綜企画設計特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 大日本土木(株)奈良営業所</p> <p>所長 藤垣 淳</p>	可 決
<p>牽牛子塚古墳等整備工事変更請負契約の締結について</p> <p>議会の議決に付すべき契約</p> <p>工 事 名：牽牛子塚古墳等整備工事</p> <p>変更前契約金額：96,250,000円</p> <p>変更後契約金額：105,886,000円</p> <p>契約の相手方：明日香村大字岡1142-2</p> <p>西川建設(株) 代表取締役 西川 久雄</p>	可 決
<p>明日香村の歴史的風土の保全のための米価下落対策を求める意見書(案)</p>	可 決

一般質問

～主な質疑・応答～

■飛鳥ハーフマラソンについて

Q 飛鳥ハーフマラソン開催時、小中学校の登校日になると聞いたが、どのような予定をされているのか。

A 大会当日に、幼稚園・小学校・中学校の子どもたちに、学校行事の一環としてコース沿道で応援してもらえよう、各校園長と協議しています。子どもたちにとって、大きなスポーツ大会にじかに触れるまたとない機会で、心身の発達に貴重な体験になると考えています。

■新庁舎建設に伴う周辺道路の整備について

Q ①新庁舎から阪合方面の県道へのアクセスを改良することはできないのか。

②県道野口平田線の高松塚公園周辺の道路は、大型車両の対向時、

非常に危険である。道路の拡幅、また安全な整備はできないものか。

③飛鳥駅から雷の交差点までの間、県道と村道が入り交じっている。一本の導線等と考え、村道を県道として認定することで、維持管理を県に任せてはどうか。

A ①野口地内の県道交差点について、令和2年度から検討を行っており、今年度は、改良のため設計を行う予定です。十字路交差点として新庁舎へアクセスできるよう取組を進めていきます。

②高松塚公園付近は、世界遺産登録となると、大型の観光バス等が国道からアクセスするルートになると考えられます。安全な走行ができるよう県や警察、公園の部分については、国営公園と話し合い、対策を進めていきます。

③県道野口平田線や県道檀原神宮東口停車場飛鳥線の整備などが行われ、飛鳥駅前から耳成の交差点までの道路は、交通量が大幅に増加し、道路の損傷が激しく非常に維持費のかかる路線となってい

ます。以前から県道への昇格を要望していますが、市町村道を県道に昇格してもらうのは、非常に難しい課題です。世界遺産登録も見据え路線に愛称をつけるなどの取組も含めて、引き続き、県にアプローチしたいと考えています。

■コロナ禍の支援政策について

Q 生産者や事業者に対し、目に見える支援施策、景気対策を考えているのか。

A 経営継続支援事業として、令和元年度・令和2年度を比較し、年間で売上が半減した事業者の方に対して、個人事業主15万円・法人20万円の財政支援を実施する補正予算を計上しています。また、農業者支援として、集落の耕作放棄地を大字単位で解消するための取組に対して、1000平米当たり7万円を上限に支援し、獣害対策では、個人での電気柵の購入の4分の1の支援(上限10万円)を、一定要件の下に行っています。

■世界文化遺産登録について

Q 観光客が多数来村されることで、我々村民に、目に見える経済波及効果はどのような形で生み出されるのか。一部の事業者だけでなく、村民全体がどのような利益を得るのか聞きたい。

A 一つは、自分たちの村の資産が人類共通の地球規模での資産となり、価値があるものとして、誇りとなることです。二つ目は、地域ブランドとなり、地域の振興や発展、地域の価値や魅力の再発見につながる、知名度の向上と経済波及効果が期待されることです。我々の地域が元気になるためには世界遺産登録が必要だと考えています。

■放置竹林について

Q ①竹林を整備する人も少なくなり、伸び放題で景観も悪く、また、獣害の温床にもなっている。現状を把握はできているのか、どのような対策をしているのか聞きたい。

②竹林の所有者は高齢になり、地

域で維持管理するには、人員や負担等が過多となる。何か良い施策はないか。

A ①村全体の放置竹林の状況は、現時点で把握できていませんが、住民の方から、整備の要望が多く、景観への取組としても必要なため、国や県から財源を頂き、平成30年度・令和2年度に竹林の整備を実施しています。令和3年度も前年度と同じく広報紙・ホームページで相談期間を広報しました。そして、竹林の整備を行う予定です。次年度にも同様の取組を行っていきたく考えています。

②新たな担い手を確保する切り口として、オーナー制度等を通じて関係人口を増やし、実際に地域活動を支える住民を増やしたいと考えています。今後、このような取組を各地域でも展開していくことを考えるとともに、各取組の情報発信に努め、オーナー制度への支援や、空き家バンク制度との連携強化等を図っていきたく考えています。

■新型コロナワクチン接種3回目について

Q ①当初の8ヶ月経過後の接種方針は、どのような接種計画を立てられ、いつ頃までに接種を完了する予定であったのか。

A ②前倒しの対応する場合の接種計画について

③前倒し対応するにあたり懸念はあるのか。

④接種券の送付時期について

⑤ワクチンの現在の保有数と今後の配給数について

A ①2回目接種を5月完了の方は1月から2月上旬にかけて、6月完了の方は2月から3月にかけて、7月完了の方は3月から4月にかけて接種する予定をしています。

②前倒しできれば、1月に予定の方はそのまま1月接種となり、2月・3月に3回目の接種を予定していた高齢者の方は、一ヶ月前倒しになることとなります。

③この6か月の前倒しによる準備は、接種券の発行、接種会場の準備、接種スタッフの準備が必要で、接種会場は健康福祉センターを休館にして会場とします。接種スタッフ・医療従事者の確保は、村内の国保診療所・山下医院のご協力を得て、調整しています。

④接種券は、この12月20日を目途に、今年の6月末までに2回目接種完了した方に発送したいと考えています。

⑤追加(3回目)接種用として、11月にファイザー社製ワクチンが1箱届いており、1212回分を明日香村で保管しています。12月中旬にも、ファイザー社製ワクチンが1箱配送される予定です。それを合わせる2382回分を保管予定となっています。

準備、接種スタッフの準備が必要で、接種会場は健康福祉センターを休館にして会場とします。接種スタッフ・医療従事者の確保は、村内の国保診療所・山下医院のご協力を得て、調整しています。

④接種券は、この12月20日を目途に、今年の6月末までに2回目接種完了した方に発送したいと考えています。

⑤追加(3回目)接種用として、11月にファイザー社製ワクチンが1箱届いており、1212回分を明日香村で保管しています。12月中旬にも、ファイザー社製ワクチンが1箱配送される予定です。それを合わせる2382回分を保管予定となっています。

③前倒し対応するにあたり懸念はあるのか。

④接種券の送付時期について

⑤ワクチンの現在の保有数と今後の配給数について

A ①2回目接種を5月完了の方は1月から2月上旬にかけて、6月完了の方は2月から3月にかけて、7月完了の方は3月から4月にかけて接種する予定をしています。

②前倒しできれば、1月に予定の方はそのまま1月接種となり、2月・3月に3回目の接種を予定していた高齢者の方は、一ヶ月前倒しになることとなります。

③この6か月の前倒しによる準備は、接種券の発行、接種会場の準備、接種スタッフの準備が必要で、接種会場は健康福祉センターを休館にして会場とします。接種スタッフ・医療従事者の確保は、村内の国保診療所・山下医院のご協力を得て、調整しています。

④接種券は、この12月20日を目途に、今年の6月末までに2回目接種完了した方に発送したいと考えています。

⑤追加(3回目)接種用として、11月にファイザー社製ワクチンが1箱届いており、1212回分を明日香村で保管しています。12月中旬にも、ファイザー社製ワクチンが1箱配送される予定です。それを合わせる2382回分を保管予定となっています。

■村の人口減、高齢化率について

Q ① 昨年(2021年)の国勢調査では、総人口は5,179人。男性が2,439人、女性が2,740人。5年前に比べ、人口は344人減。65歳以上の高齢化率は、41.2%になっています。村の人口減、高

齢化率上昇に対し、今後の対策を聞きたい。

A 高齢人口比率を5年ごとに見ると高齢者人口が上昇し、労働者人口と言われる15歳以上及び64歳以下が非常に減少している状況です。一方で、若年人口比率は横ばい傾向から若干上がっています。

総論的には団塊世代前後の方々が極端に多い一方で、団塊ジュニアの世代の方々が転出し、極端に少ないのが特徴です。若年人口に関しては、子育て世代の転入促進策の成果が少し表れている状況だと思えます。

これを前提にして村の将来を考えると、高齢化がしばらく続きますので、今後の対策として、病気の発症予防、病気の重症化の予防、寝たきりの予防施策等を組み合わせていきたいと考えています。高齢者が元気に社会活動をし、ともに支え合う形をつくっていきたいです。今後は後期高齢者が増えていきますので、終末期に心豊かな暮らしをしていただくという

準備、接種スタッフの準備が必要で、接種会場は健康福祉センターを休館にして会場とします。接種スタッフ・医療従事者の確保は、村内の国保診療所・山下医院のご協力を得て、調整しています。

④接種券は、この12月20日を目途に、今年の6月末までに2回目接種完了した方に発送したいと考えています。

⑤追加(3回目)接種用として、11月にファイザー社製ワクチンが1箱届いており、1212回分を明日香村で保管しています。12月中旬にも、ファイザー社製ワクチンが1箱配送される予定です。それを合わせる2382回分を保管予定となっています。

視点を盛り込んだ取組も必要だと思っております。その他、地域や農業の担い手の強化など、様々な課題に取組む必要があると考えています。

■明日香夢の旬菜館について

Q 明日香村地域振興公社が引き続き指定管理者に選定されているが、従来どおりポカフレールとふるさと明日香に業務を一部委託するとあるが、販売手数料や販売スペースは、どのようになっているのか聞きたい。

A 販売手数料（1日あたり）は、繁忙期1,500円・閑散期には1,000円を、地域振興公社からポカフレールに支払っています。

物販スペースについては、3者が利用している現状ですが、今後、村内事業者等の皆様にも利用いただける方法を、指定管理者である地域振興公社とともに検討を進めています。

■檜前停留所について

Q 檜前停留所のおすまやに関して、工事費増額のため補正が必要であるとのことだが、その経緯について聞きたい。

A 今年度、早期にあすまやを設置するため、4月に設計の業務契約を行い、設計終了後早急に、工事の入札を行いました。入札の結果は、8月応札なし、事業者の範囲を広げた第2回目の入札も応札なしでした。コロナ禍で、資材の単価が急上昇していることが原因であったため、12月の議会に増額予算の上程を行いました。議決後、速やかに工事の入札を行う予定をしています。

■子育て世帯への臨時特別給付金について

Q 給付金に関して、他の市町村では一括全額給付という話も出ていますが、明日香村ではどのような対応されるのか。

A 国の方向性が刻一刻と変わっている状況です。国の方向性が決

まり次第になります。一括全額給付を視野に準備を指示しています。（議会終了後、一括全額給付を決定・実行しました。）

■就学援助制度について

Q 明日香村では独自に入学祝い金3万円を5月に支給されているが、就学援助費の支給と同様に入学前に支給の検討はできないものか。

A 明日香村では就学援助費の入学準備費用分を入学前に支給しています。入学祝い金については、現在、入学後の5月頃に支給していますが、今後検討していきたいと考えています。

■新年度予算の検討について

Q 子育て世帯の支援の目的で、未就学児の国民健康保険税にかかると均等割を軽減するための条例が提案されている。明日香村では、生まれてすぐ国民健康保険に加入することになった場合、6万1600円で、奈良県下最高

の均等割がかかる。そのことについて、新年度予算において、何か新たな制度を検討されているのか。

A 新たな制度の検討については、様々な課が携わっていますので、各課の事業の整合性や他課との連携ができるよう、洗い出しを行い、検討したいと考えています。

みんなの議会
傍聴しませんか

本会議の傍聴ができます。次の定例会は3月上旬の予定です。行政への知識を深めることや、議会活動、村の方針などを知ることができます。

【問い合わせ】

議会事務局
☎54-2001